議案第１５号

群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について

群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び群馬県市町村公平委員会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の７第３項において準用する同法第２５２条の２の２第３項の規定により、議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

渋川市長　髙　木　　　勉

理　由

群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に、令和３年４月１日から沼田市、安中市、甘楽町、長野原町、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、西吾妻環境衛生施設組合、邑楽館林医療事務組合、西吾妻福祉病院組合及び吾妻環境施設組合が、令和３年１２月２４日から富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合が加入し、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更することについて協議したいので、この案を提出するものである。

別紙

群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の７第２項の規定により、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に、令和３年４月１日から沼田市、安中市、甘楽町、長野原町、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、西吾妻環境衛生施設組合、邑楽館林医療事務組合、西吾妻福祉病院組合及び吾妻環境施設組合が、令和３年１２月２４日から富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合が加入し、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を以下のとおり変更するものとする。

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

第１条　群馬県市町村公平委員会共同設置規約（令和２年４月１日）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

共同設置する団体
沼田市　渋川市　安中市　吉岡町　上野村　神流町　南牧村　甘楽町　中之条町　長野原町　嬬恋村　草津町　高山村　東吾妻町　片品村　川場村　昭和村　みなかみ町　玉村町　板倉町　明和町　千代田町　大泉町　邑楽町　烏帽子山植林組合　館林衛生施設組合　吾妻東部衛生施設組合　西吾妻衛生施設組合　館林地区消防組合　利根沼田広域市町村圏振興整備組合　西吾妻環境衛生施設組合　渋川地区広域市町村圏振興整備組合　沼田市外二箇村清掃施設組合　群馬県市町村会館管理組合　吾妻広域町村圏振興整備組合　大泉町外二町環境衛生施設組合　邑楽館林医療事務組合　利根東部衛生施設組合　群馬県市町村総合事務組合　西吾妻福祉病院組合　太田市外三町広域清掃組合　群馬東部水道企業団　群馬県後期高齢者医療広域連合　吾妻環境施設組合

第２条　群馬県市町村公平委員会共同設置規約の一部を次のように改正する

。

別表中「渋川地区広域市町村圏振興整備組合」を「渋川地区広域市町村圏振興整備組合　富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年１２月２４日から施行する。

（経過措置）

2　この規約の施行の際、現に改正後の規約別表に掲げる団体の公平委員会に対してなされた次の各号に掲げるものについては、この規約による公平委員会に対してなされたものとみなす。

（１）　職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求

（２）　職員に対する不利益な処分についての審査請求

（３）　職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談

（４）　職員団体の条例に基づく登録の申請、登録事項の変更の届出及び解散の届出並びに職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の規定に基づく法人となる旨の申出

（５）　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定に基づく公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する審査請求

（負担金の算定方法）

3　令和３年度に富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合が納付する負担金の額は、群馬県市町村公平委員会共同設置規約第６条第２項の規定により算出した額を、群馬県市町村公平委員会を共同設置した月から月割りした額とする。この場合において、１００円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4　前項の負担金の納付期限は、令和４年１月３１日とする。